

旭川市 GIGA★スクール通信

第 11 号
令和 3 年 3 月 24 日

【発行】
旭川市教育委員会
(0166)25-7594

「情報モラル」に関わる指導

コンピュータやスマートフォン、SNS 等が急速に普及し、インターネット等の利用が増える中で、子どもたちが情報と上手に付き合うための判断力や望ましい態度を身に付けるとともに、正しく安全に利用できるようにするため、学校では、学年に応じて「情報モラル」の指導を行います。



「情報モラル」とは？

情報活用能力に含まれるものであり、新学習指導要領において、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」とされ、具体的に次の3点が示されています。

- ①他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと
- ②犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること
- ③コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

《情報モラルに関わる指導の例》

「ネットワーク上のルールやマナーを守ることにについて」

悪気なく書き込んだ言葉で相手を傷つけることのないよう、自分の言葉を相手がどのように受け止めるかよく考え、ネットワーク上においても相手を思いやったコミュニケーションが必要であることについて指導します。



「個人情報や著作権、肖像権について」



インターネット上に、個人を特定される情報を書き込まないことや、著作物を掲載しないこと、他の人を撮影した写真や動画等を許可なく公開しないことなどについて指導します。

参考資料：「教育の情報化に関する手引（追補版）令和2年6月」（文部科学省）

旭川市のホームページに、情報モラルやネットトラブル等に関わる資料として、旭川市教育委員会が作成したリーフレットや北海道教育委員会等が作成した保護者向け資料などを掲載しています。



「旭川市学校教育情報化推進計画」パブリックコメントを実施しています

本市の学校教育におけるICT活用や情報教育の充実などを一層推進することを目的とし、「旭川市学校教育情報化推進計画」を策定します。本計画の素案に対する市民の皆様からの意見（パブリックコメント）を4月15日（木）まで募集しています。詳しくは、右のQRコードからホームページをご覧ください。

